

令和6年 多賀町議会2月第1回定例会再開会議録

令和6年2月6日（火） 午前9時25分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久良 君	福祉保健課長	林 優子 君
副 町 長	小 菅 俊二 君	産業環境課長	飯 尾 俊一 君
教 育 長	山 中 健一 君	地域整備課長	藤 本 一之 君
会 計 管 理 者	岡 田 伊久人 君	学校教育課長	伊 東 瑞江 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	谷 川 嘉崇 君
総 務 課 長	本 多 正浩 君	生涯学習課長	竹 田 幸司 君
税務住民課長	小 菅 俊二 君	監 査 委 員	寺 西 久和 君

◎議会事務局

事 務 局 長 大 岡 まゆみ 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和6年2月第1回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

(開議 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員といたします。

○議長(松居亘君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、1番、神細工宗宏議員の質問を許します。

1番、神細工宗宏議員。

[1番議員 神細工宗宏君 登壇]

○1番(神細工宗宏君) 議席番号1番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、令和6年能登半島地震において犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りし、また被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。また、被災現場のお手伝いに行っていた職員の皆様にはお礼を伝えたいと思います。ありがとうございました。それでは、一般質問に入らせていただきます。

質問の1番目、小規模農園への獣害対策補助金増額について、昨年の6月議会で質問させていただいた小規模農園への獣害対策補助金の増額についてですが、そのときの産業環境課長の答弁では、「補助金の増額につきましては、全額補助は受益者負担の原則から補助率は変更せず、上限額を農地の面積に応じて増額するなどを検討してまいりたいと考えています」との回答でした。

今回の予算で獣害対策費の増額はされているのかを含め、以下の質問をいたします。

まず1番目、まずどのような増額案をお持ちでしょうか。

2番目に、支給対象年齢は今までどおり65歳以上と65歳未満の2段階でしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 神細工議員の1番目の1点目、どのような増額案を持っているのか、2点目の支給対象年齢について、まとめてご質問にお答えいたします。

現在、この補助金は、農作物の栽培の場と生きがいを守ること、すなわち農業者や高齢者の方が丹精込めて育てている農作物、家庭菜園などへの獣害防止柵の設置や修繕に要する費用について、補助率3分の2、上限額は高齢者を含む世帯の場合は5万円、含まない世帯については2万5,000円とするもので、以前、神細工議員からのご提案もあり、耕作者の生きがいを継続的に支援することを目的に令和2年8月末に、3年を過ぎてからは同一耕作地でも補助金が交付できるように制度の改正を行ったところです。また、お年寄りの楽しみを通して適度な運動から健康寿命を引き上げる高齢者の生きがいづくりという視点で見ましても、非常に重要であると考えております。

補助金の増額につきましては、確実な獣害対策を行っていただくために、面積に応じて増額はせず、現行の設置や修繕に対して行い、補助率も変更なしの3分の2、上限額は65歳以上の方を含み構成されている世帯、また65歳以上の独り暮らしの方の世帯の場合は5万円から8万円に、65歳未満の世帯については2万5,000円から4万円に増額するもので、補助金交付要綱を改正し、令和6年4月1日からの施行を予定しております。令和6年度の予算は60万円を計上しており、前年度と比較して15万円の減額となっています。

獣害対策は、防護柵の整備や維持管理、また有害鳥獣駆除による捕獲やサル の 個 体 数 調 整 だ け で な く、追 っ 払 い な ど 集 落 ぐ る み で 総 合 的、継 続 的 に 実 施 し て い く こ と が 必 要 で ご ざ い ま す。い ず れ に し ま し て も、農 業 者 や 家 庭 菜 園 を 楽 し み に さ れ て い る 皆 さ ん の 気 持 ち に 応 え ら れ る よ う 鋭 意 取 り 組 ん で い き た い と 考 え て お り ま す の で、ご 理 解 い た だ きます よう お 願 い 申 し 上 げ ま す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。先ほど、来年度予算60万円の後、15万円の減と言われましたか。ありがとうございます。増額については、65歳以上の独り暮らしの方および65歳以上の方がおられる家庭に対しては8万円の補助、3万円の増額、65歳未満の方については4万円、1万5,000円の増額という回答を頂きました。ありがとうございます。予算額で昨年よりも15万円の減額というのは、どういう試算で出されたのかお聞きいたします。お願いします。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 今年の1月23日現在ですけれども、令和5年度の実績におきまして、5件で約20万1,000円の補助金が出ておるところでございます。そういうものを勘案しまして、昨年は75万円でしたけれども、15万円減の60万円を

計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。昨年の件数から試算されて60万円と決められたということですが、それ以上の方がもし申請された場合には補正を取っていただけるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 今までの獣害の補正につきましては、毎年増額なり、件数によりまして増額の予算を補正しておりますので、もし必要であれば補正で対応させていただきますので、そのときにはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。多い場合には補正で対応するという回答を頂きました。全額補助は受益者負担の原則から補助率は変更しないということでしたが、補助率の変更は可能ではないかと私は思うんですが、例えば80歳以上の高齢者世帯については3分の2ではなく4分の3とか、負担割合を変えるという案はないのでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 先ほど答弁させていただきましたように、補助率は現行のままの3分の2ということで、年齢は先ほど80歳と言われましたが、それには対象とせず、65歳以上を基準として全体の3分の2を補助とするということでございます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。この2段階しか設けないという回答でしたが、なぜ80歳以上の枠を設けられないのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

大変難しい質問なんですけども、80歳以上と65歳以上の違いということになってくると、その線引きでさえもどうしていいのかというように思っているところでございますし、今現行でこの事業がもう十数年、約20年来、65歳以上で福祉の方から始まったというふうに聞いておりますので、65歳以上で分けて2段階ということをお願いしたいというふうに思いますし、また先ほど80歳という話も出ましたが、やはり年齢に応じた無理した施策も、それによって過度にまた健康を損なうということも考えられる可能性もあります。やはり65歳以上を基準としてやっていって、適当な健康寿命を延ばしていただくためにも生きがいを持っていただきたいということで、意味は分かってもらえるか分かりませんが、年齢はもう65歳以上と以下ということでございます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。80歳以上でも元気なお年寄り結構たくさんおられますし、そういう家庭菜園に意欲を持った高齢者も多くおられます。今はこの2段階しか考えられてないようですけども、その辺、福祉保健課とも相談していただきまして、今後どのようにするのか、ぜひ私としては80歳以上の枠組み、それに対する補助額の増額等を更に要望していきたいと思っておりますけども、これはもう要望として済みますので、よろしく願いいたします。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

集落内の除雪についてです。現在、住民参加型の除雪は2種類あります。1つは集落除雪、もう一つはふるさと除雪です。

集落除雪は町道の除雪を早期にきめ細やかに各所で行えるようにするもので、原則、除雪依頼があった場合には5時半から実施、通勤者の出勤前のできる限り早く除雪することを目的と私は理解しております。この除雪の場合、町からの補助金は燃料費込みで1日2万5,000円です。高額なリース料がかかっていますので仕方ないかと思いますが、金額的には妥当なのか、ちょっと疑問に思うところがあります。

もう一つはふるさと除雪ですが、こちらの除雪の場合には出動時間は何時でもよいと説明を受けたと記憶しております。対象道路は国道、県道、町道とあります。また、除雪機の購入費や機械器具の修理費に対しても、上限はあるものの経費の3分の2が助成されます。除雪補助金は1台当たり最高で1日3万円となっています。使用する除雪機は、ある程度の能力を有したトラクター等の前に除雪器具を装着したものに限定されていると認識しています。

多賀町には、今申し上げた2つの補助事業がありますが、私は今の実情に合った新たな仕組みを検討していただきたいと思っています。

現状では町道でありながら、除雪が困難な町道や里道といった集落の移動手段を確保する機能を持った除雪ができていません。各字では宝くじ事業等で除雪機を複数台持っておられる字も多いかと思っておりますし、複数の方が個人で持っておられる集落もあると思います。特に山間地域では、高齢者世帯や独居老人など、家の軒先をかくのもままならない方が自分の屋敷前の里道をかくことは不可能です。

助け合いながら集落の最低限の移動ができる里道を除雪する福祉の除雪が必要と考えます。除雪機を持っておられる有志が協力して、自分の周りの里道から組の里道へ、そして高齢者宅の軒先まで除雪し、声かけによる見守りを兼ねた除雪体制や、また郵便配達や宅配業者の方の通行のほかに火災発生時にもすぐに消防が入り消火栓が見つめられるといった、地域の防災を意識した除雪体制の仕組みがあってもよいのではないかと。特にこれからの山間地域ではなくてはならない機能だと考えています。

地震や土砂災害に比べ、降雪による日常生活への影響は毎年起こりうる自然現象です。このような機会に高齢者宅を把握することは、災害発生時の予備知識の醸成にも役立つ

取り組みではないでしょうか。そのような取り組みに対する補助金制度について、新たに検討していただきたいと考えます。

以上のことを踏まえ、以下の質問をいたします。

1つ目、現在の集落内の除雪状況について、問題点の洗い出しを行い、補助事業の見直しを検討したことはありますか。

2つ目、山間地域の降雪時の里道の状況がどのようになっているか把握されていますか。里道が管轄外であれば、分かる方の答弁を求めます。

3つ目に、高齢者福祉の考えの中に、除雪問題を含めた助け合い、見守り、防災の観点から、福祉保健課等の関連部門と協議したことはありますか。

4つ目に、福祉・防災・見守りに主眼を置いた除雪補助制度の検討を強く要望したいと思いますが、そのような新たな制度の創設の考えをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 神細工議員の集落除雪についてのご質問より、地域整備課所管についてお答えをいたしますが、その前に、ただいま議員よりご説明いただきました質問内容につきましては執行者側との見解の若干の相違がありますので、その点について冒頭にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、集落除雪とふるさと除雪の違いについてでございますが、集落除雪は町が除雪している路線の一部を集落にて実施していただく委託事業でありまして、町職員や建設事業者等に委託して行っている除雪作業と同じ基準で出動していただいております。また、除雪機械については町が手配した機械を無償で集落に貸与しているものでございます。

一方、ふるさと除雪におきましては、集落内の町道を主体とした生活道路の除雪を集落が取り込まれることに対しまして補助金を交付させていただく制度であり、事業主体は集落ということになります。その意味から、除雪作業の出動基準は先ほどの集落除雪と同様でございますが、作業開始時間は集落内での合意があれば柔軟に運用していただくことは可能としております。ただし、除雪対象路線に集落間道路が含まれる場合には通過交通への影響があるため、町が行う除雪作業に合わせていただく必要がございます。また、事業計画段階においては、使用機種や対象路線等の協議をさせていただき、町道の除雪作業に適した内容であれば補助金の交付申請を行っていただいております。

いずれの取組にいたしましても、作業実施に対する委託料または補助金は1日当たりの金額であり、町道の対象区間の除雪が完了後は集落の自治活動として有効に活用していただけることが利点であると考えております。

以上、集落除雪とふるさと除雪についてのご説明とさせていただき、1つ目の集落内の除雪の問題点の把握ならびに集落による除雪事業の見直しを検討しているかについて

お答えをさせていただきます。

令和3年度の年末から年始にかけて大量の降雪が連続し、それまでの除雪体制では対応が困難な事態となりました。その結果から、令和4年度以降は除雪体制の強化に努めているところでございます。その中でも、集落除雪については区長会でも情報提供させていただき、10集落に対し説明を行い多くのご意見を頂きましたことや、結果的にその年度から集落除雪とふるさと除雪に1集落ずつ新規にお取組いただくことになり、大きな成果となりました。更に、新規に除雪作業を受託していただける状況の募集を行い、長い延長をお願いしている業者の負担を軽減し作業完了時間を短縮させるよう路線の一部見直しを行うとともに、従来から取り組んでいただいている業者に対し、除雪から排雪に切り替えた場合への対応が可能か確認し、協力いただける業者へは契約内容に追加させていただくことといたしました。

2つ目の山間地域において降雪時の里道の状況把握はできているかについてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、先ほど申しました集落除雪の説明を各集落で行わせていただきました際にも問題提起されたこともあり、集落の皆さんが苦慮されておられる状況は認識しております。このような状況に対しましても、除雪機械が作業可能な幅員のある里道につきましては集落除雪やふるさと除雪での対応が有効かと考えますが、歩行者しか通行できない狭小な里道では、これまで住民の手作業で雪かきを行われてこられました。住民の高齢化が顕著になってくる状況においてますます対応が困難になってくるものと考えられます。この問題において重要になってまいりますのは、作業人員の確保と作業の軽減化ではないかと思いますが、その意味から、この問題は道路除雪の延長としてではなく別の視点で議論することが大事ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） ご質問の3点目、除雪問題を含めた助け合い、見守り、防災の観点からの関連部門との協議についてのご質問にお答えいたします。

神細工議員のご質問の中にもありましたように、山間地域にお住まいの高齢者にとって除雪については大きな課題であり、地域での助け合いの仕組みづくりが必要であると認識しております。現在、福祉保健課では、令和6年度から令和10年度における第3期多賀町地域福祉計画の策定に取り組んでおり、社会福祉協議会をはじめとする関係機関や町内各福祉関係団体等の代表者様により構成される策定委員会においてご協議を頂いております。2月1日の策定委員会においては、計画の基本目標2、絆を強めるための仕組みづくりの中で、地域が主体となる生活支援の推進の項目の1つである冬場の除雪対策につきましては、高齢者や障害がある人など自力で除雪ができない方に対し、困

り事支援サービスの活用も含めた住民参加型の除雪体制の構築と活用を進めていくという内容の計画となっております。

4点目のご質問、福祉、防災、見守りに主眼を置いた除雪補助金制度など、新たな制度の創設の考えについてお答えいたします。

防災の観点からは、多賀町では災害時等要支援者台帳を作成しており、支援が必要な高齢者等はこの台帳に登録されており、本台帳は町で管理し、同じ情報を社会福祉協議会と担当地域の民生委員、児童委員、そして区長にもお渡しし保管していただいております。本台帳に登録がある方には、地域では普段から見守りや声かけをしていただいております。生活に支障となるほどの積雪があり除雪が必要になった場合には、災害時と同様、地域の支援者の方々が除雪支援をしていただいている地域もあるとお伺いしております。

先ほど、地域福祉計画の中では、「冬場の除雪対策については困り事支援サービスの活用も含めた住民参加型の除雪体制の構築と活用を進めていく計画になっている」と答弁させていただきました。困り事支援サービスは社会福祉協議会が窓口となり、日常生活の困り事の相談者とその困り事に支援ができる人材を確保しておき、それをマッチングさせサービス提供をする仕組みでございます。このサービスについては、住民への周知が不十分であることや担い手の確保が困難な課題を抱えており、今後この課題解決に向け取り組んでいく必要があります。

集落内の除雪については既に2つの補助制度があり、現時点では新たな補助制度の検討は考えておりませんが、今後、全国における地域での共助、公助による取組の事例を研究し、福祉保健課だけでなく関係各課や社会福祉協議会および集落などとともに地域の特性に合った仕組みづくりを検討していく必要があると考えます。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。最初に私の説明した2つの事業に対するの誤りについて補足説明していただきまして、ありがとうございます。

1つ目の問題点の洗い出しについては、10か字に説明に行き、いろんな意見を頂いて、その意見に対して対応しているということですのでよろしいでしょうか。それと、里道とかの除雪に関しては集落除雪とかを利用して、その目的を達成した後に集落の里道をその機械を使ってかいてもよいという認識で良かったですね。ありがとうございます。あと、助け合いの除雪に対しては、今、2つの事業、住民参加型の困り事相談と支援が必要な方の台帳があって、それに対して民生委員、区長がそういう家庭については見守りをするという体制が今、整っているということでした。現時点では、私が申したような制度は考えていないが、全国の事例等を見ながら他の課と協議をして検討していただけるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいま議員の方から確認をされたことにつきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

集落除雪なりふるさと除雪を使っていただいて、里道をかいていただくことについては何ら問題はないですし、そういう活用を我々としては有効に使っていただくこととことでよろしいかと思っております。ですので、今後もそういう取組をできるだけ集落にアピールさせていただきたいとは思っております。ただ、10集落とお話をさせていただく中で、特に大滝地域とか山間地域の集落に寄せていただいて、そこで一番皆さん心配されるのは、雪の量がとんでもない量になったときに我々の力で対応できるのか、そのときに集落が取り組むというふうになっていたときには町から応援をしにきてもらえないのか、そういうふうになってしまうんじゃないのかということをご心配されてたというのが1点あります。また、集落の規模にもよりますが、オペレーターを確保できるのかどうかというのが1つありました。

もう一つ言われたのが、結局、集落が今後、長期間にわたってこの事業に取り組む、我々としては機械をリースさせていただく関係があつて、1年、2年のお試しでやっばりできないということではできるだけ避けたいということで、最低でも10年間に取り組んでくださいということをお願いしておりますが、それが一旦取り組んでしまえばそれが足かせになるというか、縛られてしまうんじゃないかということをご非常に心配されてたということがあつたと思っております。こちらにつきましても、今の機械の問題は、町が持っている機械ではなくてそのために用意するということもありまして、今後なかなか業者との調整が難しいかなと思うので、そういう点ではなかなかクリアできないかもわかりませんが、少しでも心配をされておられるハードルを下げられたらなと思っておりますので、今後も取り組んでいただきやすいような制度の改善をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 神細工議員の福祉保健課所管の確認事項についてお答えさせていただきます。

助け合いを基本とした除雪につきましては、地域によってはかなり限界が来ているということは認識をしております。多賀町は山間地と平地と地域によってもいろいろな事情があつて状況も随分と違うということもありますので、今までどおりの助け合いでは支えきれないところもあるかと思っておりますので、そこら辺は実態把握をしまして、先ほど申し上げたように福祉保健課だけでは解決できない問題もありますので、先ほど藤本課長が答弁でもありましたように、町全体としていろんな課と検討を進めていきながら、新しい仕組みづくりについて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。先ほど、集落除雪で10年間はしていただきたいというのは、これは規約とかには載ってない町の要望、できればということではよろしいのでしょうか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃられるように、要綱等には明確に文章としては書いておりません。ただし、先ほども申し上げましたが、機械を町が保有していていつでも貸せる状態であればいいんですが、どうしてもその機械を手配していただいて安定的に次年度もそれを貸せる状態を維持していくためには、機械をある程度、町のその集落のために確保していかなければならないという問題があります。今、お貸しさせていただいている機械のサイズというのは、結構、全国的にも重宝されるといいますか、需要が多い機械でして、3年前に大雪になりました後は、あの機械が全国的にも品薄といいますか、リース業者も確保するのが困難な状態になりました。そのような状況が生まれないようにするためにも、業者とある程度、町は約束をしながら機械の確保をお願いしていかなければならないということがありますので、そういう点で業者と町との関係もありますので、継続して取組をお願いしたいというふうに要望をしているところでございます。

以上です。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。この10年というのが結構ネックになる場合があります。本当に10年間その要因が確保できるのかということがまず最初に出てきまして、これがすごく多分、順番に高齢化していきますんで、そういう人員も確保できると私は思うんですけども、最初決定するとき、かなりこの10年間というのが足かせになってしまうことがありますので、私が住んでる川相地区もぜひこの制度を利用したいなと思ってるんですけども、その中でこの10年間本当にやれるのかというのが結構問題になるところもありますので、これがあんまり前面に出てしまうと話が進められないことがありますので、ちょっとその点ご理解お願いしたいと思います。

また、何年か前の大雪のような場合、1日にずっと降りっ放しで、2回、3回と出動しなければならぬ、そういう場合においては追加の経費というのはあるのでしょうか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

3年ほど前の大雪のときには、集落で除雪していただいている集落除雪の集落では非常にご苦勞をされたと記憶しております。業者が使っている機械よりも力がないとか大きさが足りないということで、時間がかかってしまうのはもうどうしようもない問題です。ですので、今お支払いさせていただいておりますのは1日当たりの出動に対する経費ということでお支払いをさせていただいておりますので、半日で作業を終了されても1日かかられても定額という形になってます。ただ、機械の能力の問題があつて、業者が

1日で終わる作業が2日目になってしまうということも考えられます。ですので、あの大雪のときにつきましては、次の日が晴れていても雪が残っていて作業を継続される場合は我々も支出の対象とさせていただきますというふうに、あらかじめ区長の方にご説明をさせていただいて、その年だけ各集落の出動回数が非常に多くなったという状況ではございますが、そのような形での対応でさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。あくまでも1日の出動であって、大雪の場合、次の日にも除雪が必要な場合には出していただいているという回答で良かったのでしょうか。ありがとうございます。

ちょっと私が思っていることを言わせてもらいますけども、高齢世帯、独居の高齢者には、先ほども言いましたように門口をかくこともできなくて、隣の有志がかいてあげないと、門口はおろか屋敷前の里道や県道、町道と交差するところの除雪車が通った後の塊、そういうものがとても高齢者ではどけられるような代物ではないんで、そういうものをやっぱり地元の有志がかいてあげるということが非常に大切だと私は思っております。これから検討していただけるとは思うんですけども、そのような福祉、見守り、防災を主眼に置いた除雪補助金制度の検討をお願いしてるわけですけども、そういうのできる集落とこれもできない集落とがあると思うんで、自分の集落の除雪が終われば隣の集落に応援に行ける、そのような本当に字をまたいだ助け合いができるといいなというふうに私は考えております。そういうことを含めて今後検討を進めていって、そういう方に対してもやっぱりある程度の補助金なりそういうものが与えられるようなそういう多賀町にしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これはもうお願いですんで、これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 次に、3番、近藤勇議員の質問を許します。

3番、近藤勇議員。

〔3番議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） 3番、近藤勇でございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

まず一般質問に入る前に、正月に発生いたしました令和6年能登半島地震により、多くの方々が犠牲となられました。これらの方に哀悼の誠を捧げるとともに、被害に遭われた方々の一日も早い復興を願いつつ、私の一般質問に入らせていただきたいと思います。

1点、今回質問をさせていただきます。私は、待ったなし、安全・安心な暮らしを守りたいという一念から町議会議員に当選させていただきました。早や4年が過ぎようとしているところでございます。この間、地域の方々から頂戴いたしました小学校の通学路

の安全確保や通学バスエリアの拡充、あるいは民間の文化・芸術活動への協力、とりわけ多賀は大きな問題となります。獣害対策、あるいは農業者支援など、多くのことについて一般質問をさせていただき、ほかにも議会の各委員会を通じて行政に要望や提案をさせていただき、町行政におきましては、限られた財源の中で対応、対策を行っていただきました。またこの間、過去に類を見ない新型コロナウイルス感染症で日常生活が大きく変容する中でも、地域の暮らしを守る数多くの施策、あるいは多賀町の発展のために多賀スマートインターチェンジの整備、久徳うぐいすこども園の建設、放課後児童クラブの建設、今現在、執り行われております都市公園（仮称）結いの森公園の整備など、多くの大型事業を着実に進められてきたことにも敬意を表しつつ、任期最後の一般質問として1点質問をさせていただきたいと思っております。

現在、進められている都市公園、先ほど申しました（仮称）結いの森公園整備、その事業の当初説明時には、中央公民館多賀結いの森、そこと一体での相互利用、さらに図書館、博物館、文化センターのあるあけぼのパーク多賀と四手川の河川管理道路を遊歩道として使い、町道久徳四手線を通りつなぐことで、生涯学習ゾーンを形成する計画にあるというふうに説明がされたことと記憶をしております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

生涯学習ゾーン形成の進捗状況は。

2点目、接続するハード整備としての遊歩道の進捗状況について。

以上、2点お伺いをさせていただきます。

○議長（松居亘君） 山中教育長。

〔教育長 山中健一君 登壇〕

○教育長（山中健一君） 近藤議員の1番目のご質問、生涯学習ゾーンの形成と進捗状況について答弁申し上げます。

議員のご質問の生涯学習ゾーンについては、令和5年3月策定の多賀町史跡大岡高塚古墳周辺整備計画において定めたものでございます。多賀町文化財保存活用地域計画の基本方針を踏襲しつつ、多賀町のまちづくり事業の一環として位置づけ、古墳の整備だけではなく周辺のあけぼのパーク多賀や中央公民館に隣接する今後完成予定の（仮称）結いの森公園のエリアを生涯学習ゾーンと考え、地域の高齢化に対する課題解消や健康面などを考慮した生涯学習、自然環境学習、歴史学習などのまちづくりやコミュニティの拠点となりえる場所であると捉えております。

ゾーンの形成については3つございまして、1つ目は中央公民館の周辺は遊び・集う、交流する施設が集積することから交流エリア、2つ目はあけぼのパーク多賀周辺には学ぶ施設が集積することから学びエリア、最後の3つ目は四手川の河川通路は農業用や散歩にも利用可能なことから親水エリアと、本整備計画の中で位置づけております。

各エリアの進捗でございますが、交流エリアと学びエリアにつきましては、中央公民館をはじめ、あけぼのパーク多賀などにおいて各種事業を展開することなどによって一

定の成果を出していると考えておるところでございます。

親水エリアにつきましては、蛍が飛び交うなど自然豊かな場所となっております。しかしながら、四手川の河川内に土砂の堆積があること、またその管理道には草が生い茂っていることなど、まだまだ解決しなければならない課題もあり、地域整備課を通じて河川管理者の湖東土木事務所に対して、集落からの思いも受け止め要望などを行っているところでございます。

いずれにしましても、このゾーンが今後の多賀町全体の様々なまちづくり活動の拠点となるよう関係機関と連携し、できることから取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 近藤議員2つ目の接続するハード整備としての遊歩道の進捗状況についてお答えします。

（仮称）結いの森公園とあけぼのパーク多賀を結ぶアクセスにつきましては、公園整備計画の当初より、豊かな田園風景や自然環境を満喫していただくことを主眼に置き、歩行者やサイクリングによる利用者が安心して通行できる遊歩道整備として四手川管理道路を活用できないか検討をしているところであります。

しかしながら、四手川の性質および河川管理者である滋賀県湖東土木事務所による河川整備事業の歴史と現状を検証いたしますと、現在の四手川は豪雨時の激しい水位変動に対し、適切な流下能力の維持を目的とされた河川として位置づけられていることから、河川管理者と町が共同で河川の親水化を目指した周辺整備を進めることは容易でないと考えられます。

以上の点から、四手川の河川道路を遊歩道として整備する場合は、河川管理者と協議し、河川占用の許可を得た上で町の事業として整備することとなり、その場合に想定される条件等を確認したところ、堤防としての機能や河川の維持管理において支障となる施設等の設置についての許可は困難との回答を得ておりますので、今後の整備計画の内容につきましては、十分な協議を継続して進める必要があると考えております。

以上です。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。今、教育長あるいは町長から答弁を頂きました。教育長の方から、生涯学習ゾーンの形成の進捗状況いう中で、令和5年3月に町の方で施策を決定した。その中には3つのエリアを分けて、交流ゾーン、学びのゾーン、あるいは親水のゾーンとおっしゃったと思うんですけれども、そういう中で、交流ゾーンあるいは学びのゾーンの方は拡充をしていると、まだ次の3つ目のところへ進んでいないというような回答であったんかと私は理解をさせていただきました。あるいは今、町長の方から遊歩道の進捗状況ということでお話を頂いて、当初は計画をしてたん

やけれども、何かいつの間にやら四手川があかんさかいに今、協議をしていると。我々は、先ほど冒頭の質問の中でお話しさせていただいたように、当初にそのようなことをやりますというお話を聞いたさかいに、いつになったらこの遊歩道ができるんやなというのを私は質問をさせていただいたつもりであります。

1点、何が言いたいかといいますと、例えばこの結いの森、中央公民館へ来られた。あるいはそこで子どもエリアもあります。あるいは学習ゾーンもあります。そういう中から、次、ああ隣にこんな公園があるなということで、その公園を子ども、子ども連れの方、ご家族がそこで楽しんでいただいた。あるいは近隣の我々も含めた高齢者が、こんな公園ができたなら1回行ってみようかなと。そして、ここで遊歩道があったら、次、一遍、図書館、博物館のところにも行ってこうかと。アケボノゾウのまち多賀ということで十分PRをさせていただいておりますので、そういう中からあそこに遊歩道ができたらいいのになということで、当初にお話があったというふうに私は理解をさせていただいております。その中で、今の四手川、私も一級河川ということで認識はしておりますけれども、中に葦がどんどん生えて川の水の流れも悪いということも認識をしております。その中で、四手川のその浚渫というのか川ざらえについては、多賀区の方が県の方に要望されて、3年計画あるいは4年計画の中で河川の川底をきれいにしようやないかということで取り組んでいただいているというふうにも思っております。それと併せまして、太田川、多賀のお宮のところから来てるあそこのJAの東びわこ多賀支店、あその間に、あれは管理用道路やと思うんですけども、あそこが車が通れるように舗装されて、遊歩道というところとちょっと言葉は悪いんですけども、車も通れる人も歩けるという道路に改修されてるというふうにも思うんですけども、その辺の考え方と四手川の管理用道路の考え方の違い、その辺をもう一度教えていただければありがたいと思います。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

川ざらえにつきましては大字多賀が昨年度から始めていただきまして、四手川の川ざらえは2年目、今年度は終了して、まだ来年以降継続をしていただく必要がありまして、全部で約360mの区間の計画で、今、作業をしていただいております。その区域につきましては、大字多賀と大字大岡との境目までというふうに言われておりますので、そこからまた上流につきましては、またどういう形になるか、県の方にも要望は毎年しておりますので、浚渫の方も県も考えてはいただいております。ただ、今のその最初の議員のご質問にもありました蛸が飛び交うというような自然豊かな河川というものと、今の川ざらえは河床の土を葦の根も含めて撤去するということになりますので、その辺が必ずしも同じとは限らない、どちらかというところと防災面を重きに置いて取組をしていただいているというのが現状かなと思っております。その意味からも四手川の河川というのは非常に水位変動が激しいというふうに、先ほど町長もおっしゃられましたけども、ある意味、川の流れが急に激しくなるという河川があって、そういう面ではある程度、護

岸の修復なり河床の修復を主きに置いて県の方も対応されてるのかなというふうに思っておりますので、そのような形で今後も進められる中で、なかなかその自然豊かなというものは十分には機能しないかもわからないですけども、我々としては防災面を重要に置いております。

その中で、遊歩道計画ができないという意味合いではございません。今も申し上げましたように、太田川の横の管理道が舗装されているという状況、あれは多分、河川管理者の舗装ではないのではないかなと思っております。四手川につきましても、大岡集落が毎年のように管理道路の舗装を要望されてます。その要望に対する県の回答としましては、河川の管理の目的からは舗装は必要ないというふうに県の方は回答されておられまして、いまだに舗装については一切されてないという状況の中で、もしやるとしましたら、町の方で舗装をするということを県の方に要望してさせていただくというような形になるのかなと思っております。河川の管理道につきましても、町道認定している道もございまして、あくまで道路として使えないというわけではございません。舗装も可能です。あくまでも占用事業ということで、舗装につきましても道路改修につきましてもすることはできるということになってまいります。ただ、制限がかかるのは堤防ですので、高さを下げることとか堤防を掘るという行為、それと河川の管理等がしにくくなる防護柵等の設置、こういうものについては土木事務所としてはどうしても簡単には許可できないというふうにはおっしゃられておりますので、その辺をクリアすれば、遊歩道整備についてはできないわけでは全くございませんので、今後どのような形で進めるかを検討していく必要があるということで理解していただければと思います。

以上です。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。いろいろお話を聞かせていただくと、難題が多々山積してあるという理解はさせていただきます。ただし、私が冒頭申しましたように、当初にはそのような計画がありましたねと、そやから都市公園で遊ばれた子ども、親子連れ、あるいは近隣の高齢者の方がそこで1日、あるいは1時間でも芝生の公園のところで楽しもうやないかというて来られた方が、ちょっとウォーキングを兼ねて図書館まで行ってこうかというときに、当初の計画どおりあそこに遊歩道があれば気楽に行って、ずっとこっだけこっこの町道も通って中央公民館の方へ帰ってこられるというような回遊道路ができればありがたいということで、この質問をさせていただきました。今お話ありましたように、管理用道路を町道として認めてあるところがある。あそこは県の一級河川ですから、県の土木等々の管理になるということで難題はあるということは理解しておりますけれども、やはり私どもがその多賀町として、あそこに都市公園をつくり、あそこをさっき申しました生涯学習ゾーン、文化ゾーンとして活用するためということのその管理用道路をここに設置したいというような要望を県の方にもっと大きく要望をしていただいて、何とかして一日も早くあそこに手を付けていただ

るとありがたいなというようなことで、この質問をさせていただいております。

1点は、私も草津にちょこちょこ行くんですけども、草津川、この間聞いてますと、何かもう廃川になったあとと、市の方へ委託されたいのか譲渡されたということで、それやったらもうしゃあないなという気はあったんですけども、河川の中にお店屋ができて両サイドがずっと歩道になったあとと。下の方へ行くと、あそこの区間が1億円か1億5,000万円かけて改修した部分で、そこから下も上もほったらかしやということで草津の住民は怒っておられると聞いておりますけれども、それと私のこの四手川、先ほどおっしゃったように、防災等々も含めた河川の排水、谷川の水の流れということになりますので、その辺は違うかもわかりませんが、あそこを何とかしてきれいな道にして、その文化ゾーンである学びのゾーン、そこへ行けるような遊歩道的なものを私は要望させていただきたい、いうのはくどいようですけども、当初にそのような説明があったから、いつになったらできるんやろう、いつになったらできるんやろういうて首を長くして待ってる部分がございますので、その辺、一刻も早く町の中で詳細を詰めていただいて、県の方の要望、県の方への申請ということがあれば、一日も早く取り組んでいただいて、先ほどのその四手川の多賀区が行っておられる浚渫と併せてというところと言葉はあれですけども、同じような並行して進んでいただけると、四手川の中がきれいになった、上の土手もきれいになったやないか、遊歩道になったやないかというようなことになってくるのかなというふうにも思いますので、その辺併せて今後の検討課題として取り組んでいただければありがたいというふうに思いまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で10時50分まで休憩させていただきます。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、木下茂樹議員の質問を許します。

4番、木下茂樹議員。

〔4番議員 木下茂樹君 登壇〕

○4番（木下茂樹君） 4番、木下です。議長の許可を得ましたので、2月議会の質問をさせていただきます。

まず1点目、番地表示の表札全戸設置はについてですが、これはあくまでも提案型としてお聞き願えればというふうに思っております。

本町の林業振興で育林対策である川上、伐採、製材、乾燥である川中、それだけでなく6次産業である製品化である川下を繰り返して、安定した循環で町産材の完結となります。5年度からの地域おこし協力隊による多賀森林循環事業協同組合での丸太土場管

理、乾燥設備管理、製品開発も行われていますが、まだまだ組織として発展途上の状況です。

組合の事業が順調に推移し、町産材の評価が高まることで、育林の意欲に目が向けられ、環境譲与税の使途で境界明確化事業が促進され、山林管理が好循環になることを願うところであります。

そこで、製品開発、有効利用の一案として、表札の全戸配布を提案いたします。ただし、プライバシーの観点から、世帯主や家族の名前だけではなく番地表示となります。各家の表札に行政が関わりを持つことは個人の表現の自由を侵すことになるかもしれませんが、町民が犯罪に巻き込まれない、阻止・防御力の一環として、表札の氏名表現から番地掲示への変更が必要であると思われまます。

今では、地図の検索では番地主義であり、映像での氏名表札、車両番号などはモザイク加工され、世界的な標準として家屋の番地表示が行われております。また、1月3日、日本経済新聞でも、「接客に名札要りますか」の記事の中で、番地だけの表札率が15%ほどになっているというデータもありました。2005年施行の個人情報保護法から、悪質訪問販売など犯罪防止を念頭に、不特定多数に名前を知られたくない意識が高まっております。マイナンバーカードやスマホなどでは個人情報保護と騒がれておりますが、一方では家屋の表札などは個人情報のダダ洩れを放置されている矛盾が存在しているのが現状であります。近隣の市町では、字・自治会で大きな集落案内看板が掲示されていますが、性善説で言いますと良心的な案内板ですが、高度な犯罪が増加している現在ではプライバシーの漏洩そのもので、地域住民が犯罪に巻き込まれる可能性も高く、生命、財産を守るためにも危険な表示と思われまます。ちなみに、外国での表示は、戸建ち、集合住宅にかかわらず番地表示が一般的です。

本町での世帯数は2,942世帯、これは昨年12月31日現在ですが、その中で分離世帯が418世帯あるとのことですから、同一番地世帯数は2,524世帯、イコールその枚数になると思われまます。作成する原資として森林環境譲与税を活用すれば、新たな財源負担も軽減され、財政負担の軽減にもなり得まます。新築、転入の建物、集合表示にも提供すれば、本町の粋な計らいとしてイメージアップ、また除却家屋の記念として保存されることは記念にもなり得まます。木材の材質、サイズ、表示技術、表示内容などは、多賀森林循環事業協同組合、原木材料は大滝山林組合などの活性化につながり、木材加工の新たな先端商品になるような可能性もあります。ぜひとも要望として検討を願うところではす。

そこで、以下について問います。

- 1点目、表札の個人情報保護の見解は。
- 2点目、表札の町産材応用の見解は。
- 3点目、本町のイメージアップの効果の見解は。

以上です。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 木下議員の番地表示の表札全戸設置はのご質問にお答えいたします。

1点目、表札の個人情報保護の見解はについてですが、表札につきましては、一般的にはその家に住んでおられる方の名前や家族構成、番地を玄関先に掲げるものですが、表札を掲げることは義務ではなく、表札を設置するメリット、デメリットをその家に住む方が考え、判断するものだと認識しております。

表札における個人情報の保護につきましては、今申し上げましたとおり、個人の考え、責任において実施されるべきものであると考えており、議員ご指摘の、行政が表札を全戸配布し主導的に実施するものではないと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、表札の町産材応用の見解についてお答えいたします。

町産材の活用につきましては、多賀森林循環事業協同組合や大滝山林組合においてもいろいろと研究、試作もされており、表札も一例と考えますが、商品化していくためにはしっかりと市場調査や商品ニーズを捉え、価格や必要経費を勘案した上、商品化できるものを選定し、進めていくことが重要だと考えております。

次に、本町のイメージアップの見解についてお答えいたします。

まず、行政による表札の配布につきましては主導的に実施するものではないとの見解を申し上げましたことから、表札を配布することによるイメージアップにつきまして明言はできません。現在、多賀町では、お子さんが生まれたときに町産材を活用したお食い初めセットや木のおもちゃをプレゼントする制度を設け、町独自で町産材の活用に取り組んでおり、一定の評価やPR効果も出てきているのではと考えております。

今後も住民のニーズを捉えながら、林業関係者とも連携しながら効果的な町産材の活用に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。私も表札云々に関しましては、先ほども言いましたように、あくまでもこれ個人の問題、行政が口出すものではないというふうに思います。ただし、最近の事件等を勘案していきますと、非常に犯罪も高度化し、外国からの電話等でされて、場合によってはその世帯の人命に関わる事態にもなっております。その意味において、各家の表札が個人名とか家族名が入ったりすると狙われやすい、イコール町民の生命と財産、それを守るという観点からすると、非常に番地表示の方が有効である、その有効性を問うために多賀町産材を最大限に利用した表札全戸設置に対していかがなものでしょうかというふうな質問にさせていただいております。先ほど課長が言われましたように、例えばそういうような表札をするにおいても、やはり市

場調査をしていくということも必要でしょう。そのほかに、先ほども言いましたように、町民の個人情報をごとまで守るかという観点にもなると思います。この問題は総務課だけの問題ではなくて、やはり企画課とか産業環境課等の横の連携も必要になってこようかと思えますけども、先ほども言いましたように、町民の生命、財産を守るという観点からいかなるものでしょうかというふうな質問をしておりますので、その点もう少し突っ込んだ回答を頂ければというふうに思いますが。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） ご質問にお答えします。

あくまで表札の掲示につきましては個人の判断ということでお答えさせていただきましたが、今、議員ご指摘の犯罪につながるケース、表示されている情報によって犯罪につながるケースがあるのならば、そういうケースが起こりうるということで、住民の皆様にはそういう犯罪に巻き込まれる可能性もあるので注意してくださいというような啓発はしていけると思っていますので、そこについて十分な啓発をまずし、犯罪に巻き込まれない環境をつくるということで、ご自身で犯罪についてどのような形で今の犯罪になっているかということを認識もしていただいて自分で防いでいただくということも大事なかなというふうに思っておりますので、そちらの表札を掲げることによっての犯罪ということについてなかなか啓発ができておりませんので、そこについては啓発をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。それと、やはり先ほども言いましたように、これも元をたどっていきますと、日本では江戸時代になってから苗字という制度ができて、そこから関東大震災ですか、そこら辺も含めて誰がどこに住んでるか分からないという、先ほども言いましたように、性善説で各家に表札ができたというふうに聞いております。しかし、今の世界的な状況からすると、世界的に家の前にファミリーネームや番地とか、家族の名前、番地を表示しているのは、おそらくもう日本ぐらいかなというふうなこともあります。それと先ほども言いましたけども、多賀森林循環事業協同組合、これが非常にまた動いてるようでちょっと何かいろいろ問題等もあるというふうな状況です。その中でやはり主体的にそこがやっただいて、せつかく地域おこし協力隊として来ていただいているのに、その活用を推進していくためにも、このような方法が1つは必要かなというふうに思っています。先ほども課長からありましたように、産業環境課の中にはお椀とかお箸等をされておりますけども、それにも表札というものを加えていただいて、大きな多賀町全体の森林の材木の応用という形でしていただきたいなと思えますけども、その大局的な感覚での回答はできないでしょうか。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えします。

地域の中で地域材を使って経済が循環していくということは大事なことだと思います。

今挙げていただきました表札につきましても、商品の可能性としてはあるというふうには考えておりますが、あくまで行政が主導的にやるのではなくて、今、申し上げていただきました多賀森林循環事業協同組合とか山林組合とか、その辺の関係者の皆様とともに、その商品が流通するのとか、経済的に回っていくのとかいうことも踏まえて商品化していくものだと考えておりますので、そこは一例として提案いただいたということで、選択肢の1つとして加えて今後検討してまいったらいいのかなというふうには考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） 最終的には次の質問になりますけども、これ、例えば隣の町とか平地の市町ではできない案件ではないかなと。特に多賀町の場合、今現在、先ほども言いましたけども、森林資源を最大限に利用する材料もあり、また技術もできつつあるというふうな状況ですので、ぜひとも、何回も言うようですけども、町民の生命の安全、財産を守るという観点からも進めていただければというふうに思いまして、この1点目の質問を終わらせていただきます。

次に2点目になりますけども、健全財政の堅持をであります。

1月10、11日と市町村議会議員研修に参加しました。全国の市町村議員が、近年の財政状況の共通課題などや財政全般に関連した諸問題を、参加議員と情報交換などができました。例題となった市の歳出では、大型公共投資、首長の公約、消防・病院の累積投資、社会保障の増大、庁舎・教育施設の補修・維持・管理費、インフラ設備の維持費と投資、職員数と年齢構成などと、歳入では人口動向からの納税者減少、後継納付者不在の増加、不安定なふるさと納税などから不安定要素が高まる傾向も指摘されておりました。最近の傾向として、公債費比率低下傾向、将来負担比率の改善が進んでおり、自主財源比率にも影響を与えているようであるとの見解もありました。本町や県内他5町の財政額、比率だけを比較することは井の中の蛙となりかねず、全国的な幅広い情報を得ることができた意義は大きな成果と感じております。

令和5年6月議会の一般質問で人口減少を取り上げましたが、全国の多くの市町村、本町においても人口減少、高齢化の進行から、歳入では個人固定資産税の減、生産年齢人口減少による所得税減少と企業の設備投資などが停滞固定化すると、固定資産税の減少も加わり財政規模が縮小すると推測されます。

本町では、歳入の増加がまだ見込まれる今こそ、自主財源比率を50%以上に堅持し、歳出では過疎化と高齢化、防災対策、福祉・健康関連などの増額が必須となることから、義務的経費比率を下げ、投資的経費比率を上げることで、住民の要望に応えた施策の実施で、財源の収入と歳出の自主性と安全性を高めることが必要ではないかと思われまます。また、大型公共投資は基金の応用と補助金で取り組み、将来負担比率が上がると財政の硬直化は避けられません。

そこで、久保町長の4期の財政運営と今後の対応について、前回と同様の質問になり

ますが、以下の見解を問います。

1 点目、4 期目の財政の総括と自己評価は。

2 点目、義務的経費比率 40%への対策は。

3 点目、将来負担比率低減に向けての対策は。

財政力指数を増強する対策は。

5 点目、財政の達成度と今後の課題はについてです。

○議長（松居亘君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 木下議員のご質問にお答えします。

1 点目、4 期目の財政の総括と自己評価であります。毎年の予算編成におきましては、歳入に見合った歳出を念頭に置き、歳入では税収に加え、国や県からの補助金や交付金、適切に地方債も発行しながら、最近ではふるさと納税制度を強化、活用し、財源の確保に努めているところであります。歳出におきましては、総合計画に掲げますまちの将来像の実現に向け、財政状況を見極めつつ、多賀スマートインターチェンジや久徳うぐいすこども園の整備、都市公園事業などの大型事業につきまして計画的に事業を実施しているほか、子育てや教育、福祉施策についてのソフト事業についても着実に事業を進めてまいりました。

基金残高につきまして、財政調整基金は令和 5 年度末で 11 億 4,000 万円程度、社会福祉基金も 1 億 4,000 万円程度に積み増しができ、任期を通して健全財政が維持できているものと認識しております。

続いて義務的経費についてであります。任意に削減ができない経費として、人件費、扶助費、公債費が該当しますが、当町の場合、直近数年の決算ベースで歳出全体の約 40%前後となっております。

まず人件費につきましては、従来より国人事院勧告どおり運用しており、扶助費につきましては、来年度の高校生世代の福祉医療制度の拡充など、増加要因はあっても大きく減額していく要因はありません。

公債費につきましては、継続的に償還額以上の地方債の発行を行わないことや、計画的に繰上償還を行うことにより減少ができると考えておりますので、中長期の見通しを立てて財政運営を図ってまいります。

将来負担比率低減に向けての対策についてであります。令和 4 年度決算における将来負担率は 31.6%であり、早期健全化基準 350%を下回る水準となっておりますので、健全財政の範囲内となっております。将来負担比率につきましては、一概に数値が低いことが健全ということではなく、大規模な建設事業については適切に地方債を発行し、元金の償還によって後年度に均等に負担していただくことも地方債の機能でありますので、早期健全化基準 350%を意識しつつ、地方債を適切に発行し、基金への積み立ても適宜行ってまいります。

財政力指数を増強する対策についてであります。財政力指数は基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値ということになり、数値が高いほど財政に余裕があると言えます。令和5年度、多賀町の数値は0.55であり、他市町村と比較しても決して低い数値ではありません。数値を上げるとのご指摘であります。どのように数値を維持していくかが現実的であり、多賀町の主要税収であります法人税を確保していくため、立地企業に対しまして継続的に操業していただける環境づくりが必要であると考えております。

最後に、財政の達成度と今後の課題についてであります。初めのご質問でもお答えしましたが、総合計画に掲げるまちの将来像に向け、財政状況を見極めつつ、大型建設事業の実施や、教育・子育て、福祉、産業、安全・安心なまちづくり等、様々な事業を進めてまいりました。財政調整基金、社会福祉基金をはじめ、一般会計の合計基金残高は令和5年度末で16億7,600万円程度となる見込みであり、今後の大きな事業や将来への蓄えについて確保できていると考えております。

今後の課題につきましては、少子・高齢化、人口減少の中でいかに充実した住民サービスを提供できるか、サービスを維持できるか、その上で老朽化する公共施設の更新や維持管理をどうしていくかが課題であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） 丁寧なる回答を頂きまして誠にありがとうございます。研修を通じていった中で、多賀町の財政云々を言った中で、大きな市が多い中の研修でしたけども、非常にバランスの取れた状況で財政を運営されてるというふうな講評も得られました。ありがとうございます。

その中で、やはり若干問題となるのは、今、町長もおっしゃられましたけども、義務的経費の削減という問題が出てきます。その中で、当町の1つの特徴としては、保育施設が公営であるということら辺がありますので、その点が若干高めにされるのかなというふうな問題がありました。そのほか、大きい市であっても、先ほども言いましたけども、病院とかいうところができますと、大きな設備の更新が出てくると非常に膨らんでまいります。その中でも、先ほど町長も言われましたけども、最終的な将来負担比率低減に向けてということがあります。町長が言われましたように31.6%で前年比では微増となっております。本当に僅かな微増ですけども、将来負担率を上げるような危機的な状態もしくは注意すべき項目はないというふうに解釈しております。

その中で、先ほど町長も言われましたけども、基金等への積み増しとか将来負担率を下げ切ってしまうと、町民に対しては何も事業を推進してないというふうになっていくというふうに思われます。もったいないだけの緊縮財政が過ぎますと、やはり住民サービスの低下を招きますので、大きな出費にならない程度の中で財政を運営していただきたいというふうに思っております。

その中で、先ほども言いましたけども、義務的経費の削減等がありましたら、その点だけちょっとお答え願えたらというふうに思いますけども。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 義務的経費ですけども、人件費につきましては、先ほども町長が答弁しましたとおり、多賀町の場合は国の人事院勧告どおりさせていただいておりますので、そこについては大きな削減はできないということと、あと扶助費につきましても、任意に削減できない。来年度から高校生の福祉医療の経費もそうですし、必要な方に扶助するという経費ですので、そこについても大きく削減はできません。ただ、公債費につきましては、毎年の予算編成でも意識してやっているんですけども、借りの額以上に返す額の方を増やしていくということで、地方債の残高を毎年減らしていくというようなことで取り組んでおりますので、そこを重点的にしていくということで、義務的経費の削減というところについては公債費の削減というところに力点を置いて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。先ほども出てきましたけども、財政調整基金の積み増し等で安定した推移が見込まれておりますけども、その点、大きな出費等がないことを念じまして、財政の健全な状況を継続していただくようお願いいたしまして終わりたいと思いますけども、終わりになりますが、毎回、寺西監査委員の方からも、決算報告で健全財政の維持ができてるというふうなお墨付きをされております。先ほども言いましたけども、研修に行ってやはりそれなりの評価を得てきたというので、非常に町長の財政運営に対しまして評価し、今後も堅持していただきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくようお願いいたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 次に、10番、山口久男議員の質問を許します。

10番、山口久男議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 議席番号10番、山口です。質問させていただきます。

正月早々から能登半島地震、大きな地震が起きました。私も家におりまして揺れを感じまして、本当に心配をしました。今現在、ご承知のように、能登半島の地域の皆さんは本当にこの寒い中、避難生活をされてる。私も本当に心が痛みます。私もこういう山間地に住んでおりますので、あの地域の方々が本当にこの地震で避難生活を、特に高齢の方が寒い中で避難生活をされている本当に大変な状況だと。一日も早く日常生活が取り戻せるように、国を挙げて支援が必要だと思います。痛感しております。

そこで、私は今回、任期最後の質問になります。私もこの場に立たせていただいて40年間、町民の皆さんの様々な声を議会に取り上げをさせていただきました。なかなかうまくいかなかった部分もあります。しかし、一定、当局、町長をはじめ、皆さんのご

支援で実現をするようなこともありました。高齢者の方、子育て支援、また様々な問題についてこの場で取り上げさせていただきました。私も今回また立たせていただくという決意になりました。引退する予定でしたけども、75歳にもなってまだやるのかというふうな感じですけども、まだやり残したいろんな町民の皆さんから寄せていただいたお声をこの議会で取り上げさせていただいて、一歩でも二歩でもこの多賀町が安心して住んでいただけるようなそういう多賀町に、町長ともに一緒に、町民の皆さんと一緒に、執行者の皆さんと一緒につくり上げていただきたい、こういうことで質問をさせていただきます。

まず最初に1点目、中山間地域における定住化対策です。

現在、約50の自治会組織がありますけれども、その多くが中山間地域です。特に、中山間地域では、ご承知のように人口の減少と少子・高齢化が進みました。今後もその傾向が加速され、まさにコミュニティの維持が困難になり集落の機能が危ぶまれる、こういう状況も予想されます。

そこで、少子化、人口減少に歯止めをかけ定住化を促進するための対策について、以下の点について伺います。

- ①、中山間地域における人口動態の推移はどうか。
- ②、課題の把握についてはどうか。
- ③、定住化対策の取組はどうか。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（松居亘君） もう一つありますね。4つ。

○10番（山口久男君） 今ちょっと抜かしました。公共交通の問題です。これを何とか充実をしてほしいということで、申し訳ない。今、質問原稿をつくっておりませんでしたので、その4点について質問をさせていただきたいと思いますので、明確な答弁を求めます。申し訳ないです。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 山口議員のご質問、中山間地域における定住化対策についてお答えいたします。

まず1点目のご質問の中山間地域における人口動態の推移はどうかについてですが、山口議員のご質問は山間地域の趣旨かと思いますが、すみません。こちらの中山間地域は多賀町として捉えさせていただいておりますので、一旦、中山間地域でお答えさせていただきます。まず、令和2年度末で7,540人、令和3年度末で7,516人、令和4年度末で7,439人、令和5年12月末で7,419人となっておりますが、年々人口は減少しております。

人口推移については、平成12年から令和2年の間で年平均55人の減少でありましたが、先ほど申し上げました数字から申し上げますと、過去3か年の平均では34人の

減少となっており、議員のご質問のとおり、中山間地域での人口減少、少子・高齢化から逃れることは難しいところですが、多賀町では著しい人口減少に一定の歯止めがかかっているものと認識しております。

次に、2点目の課題の把握についてどうかと、3点目の定住化対策の取組はどうかについては関連があるものと推察し、併せてお答えさせていただきます。

先ほど、著しい人口減少に一定の歯止めがかかっているとお答えさせていただきましたが、その要因は多賀町の平坦地域での民間事業者による宅地開発が最たるもので、移住の結果であります。しかしながら、今後、民間での大規模な宅地開発の見込みは薄く、議員のご質問の趣旨のとおり、定住化対策が大きな課題となってまいります。

この定住化対策では、地域の方が慣れ親しんだまちに住み続けたい、安心して住み続けられる、このお気持ちを持っていただくことが根幹であり、第6次多賀町総合計画に掲げる施策方針、教育の充実・子育て世帯への支援、防災・減災、福祉の充実、まちの活力、生活の利便性の維持・向上等々がこの対策に当たり、各所管課にて取り組み、また継続して取り組まなければならないものと認識しております。

最後に、4点目の地域公共交通の改善などについての考えはについてであります。先ほどの生活の利便性の維持、向上の1つに、人の移動手段である公共交通の維持、交通網の整備が課題であることは議員のお考えと同じであります。

しかしながら、前々よりお答えしておりますとおり、近江鉄道線においては、県沿線5市5町コミュニティバスと愛のりタクシーは湖東圏域の1市4町において公共交通を維持し、また交通網を整備しているところでございます。

そのような中ではありますが、やはり生活の利便性の向上を考えると、公共交通の枠組みとは別に自助・互助・公助の互助の中での仕組みづくりとして、現在、山間地域である大滝地域では買物支援の取組が進められ、併せて互助交通の可能性、ほかにも国でのライドシェアや県の地域交通ビジョンの議論が始められることから、現段階での公共交通の改善には至りませんが、民間での取組を支援し、また国や県の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 再質問させていただきます。

確かに、今、多賀町もこれまで子育て支援対策をやられて、一定、人口減少には歯止めがかかっている状況です。多賀町全体ですね。特にご承知のように、多賀中心部、多賀のまちの中心部は団地ができて子育て世帯が増えていると、そういう中で全体としては増えている状況です。しかし、ご承知のように、山間地域、いわゆる中山間地域のこの人口減少、少子・高齢化、過疎化の現象が本当にこの間、著しい。私の住んでる字も22戸です。以前は30戸余りありました。山間地域の本当に減少、私もずっと回らせていただきますと、空き家がどんどん増えていると。このままあと2年、3年、5年先

はどうなるのかと。コミュニティ自体の維持ができなくなるのではないのかなという心配。高齢者の方の独り暮らしの方もたくさんおられる。こういう方々がこの住み慣れた地域で安心してその山間地域、自分が生まれたところで住んでいただける。そのために多賀町としてどうするのかというのが、私、これからの課題だと思います。そういう意味で、今回質問させていただきました。

そこで、1つは公共交通の問題、確かに愛のりタクシー等々ありまして利用されている方もおられますけれども、後でまた2点目で買物支援についてもちょっと関連しますけれども、そういう生活の不便さで、どうしてもこの地域にこれから住み続けられるのかなという心配の方がたくさんおられます。今現在、車を持っておられる方がおられますけれども、いずれ免許証を返納しなきゃならんという場合も出てくる。そういう方々がその地域で、後でまた買物支援の話をしますけれども、病院に行きたいとかそういうときに自由に移動ができないのですので、その辺のところがどうするのか。先ほど神細工議員も言われました除雪の問題もそうです。高齢者の方が住んでおられて、私も回らせてもらおうと、家の前にどーんと雪が積もって本当に出ることもできないとか、そういう状況があります。それから担い手の話です。若い人が出ておられて、お互い助け合いをするということが大事ですけれども、やはり行政の力がそこに必要ではないのかなと。やはり助け合いだけではできない部分がありますので、公的な支援というのはそういう山間地域、高齢者の方が住んでるところを重点的に予算を投入して、何とかそこで住んでいただけるようなそういう施策を何としてもしていただきたいということで今回質問したわけでありますので、その点についてももう一度具体的な施策、先ほど課長も言われましたけれども、その辺のところがもう少し見通しも含めて、来年度予算もありますけれども、見通しも含めて答弁を求めたいと思います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 具体的な施策、個々に申し上げますと多岐にわたるかと思しますので、ちょっと説明し難いところはございますが、確かに山口議員が、今ご質問にありましたように、平坦地域、山間地域。山間地域の方での人口減というのは約60人前後、多いときは60人ぐらいの、ここ近年、令和2年度からでも減少傾向であります。ただこちらは住基人口の話でございますので、また実質の数字の方はまた前後するかとは思いますが、この人口減少はやはり山間地域でというお話になってきますと、議員のご質問と重なりますけれども、こちらの思いもございますが、やはりそこに住み続けていただく、この環境づくりかとは思いますが、所管課、企画課としては、先ほどの買物支援ということは来年度の具体的な施策ではございます。また、そちら実際にはまた予算措置、公費の投入という段階には至っておりませんが、いろいろ国の方においてもデジタルトランスフォーメーション、DXというような形でデジタル化を進めるような流れの中で、やはり山間地域の高齢者の方のデジタル関係のところが普及というところも今後考えていかななくてはならないのかなと、そのときそのときの実情、また地域の

実情によって施策の展開が変わってくるものと認識しております。個々の具体策というお話になってきますとちょっと答弁の方が難しいということで、そちらの方でそのような答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 予算の関係、どうしてもこれは予算を使わないといけない部分があります。公共交通の問題もそうですけれども、私ちょっと、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱というのが出されておりますけれども、これは多賀町には対象にならないですか。過疎地域持続的発展支援交付金というそういう制度があるらしいですけれども、私ちょっと調べてみましたら、これは多賀町に対象にはならないんですか。多賀町全体としてじゃないけど、その部分的に過疎地域になっているところもありますので、その対象にはならないんですか。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問の方にお答えさせていただきます。

近隣ですと、失礼にはなるかもしれませんが、甲良町がそちらの方の地域指定という形にはなりませんでしたけども、多賀町全体として見ることから多賀町の方はその対象にはならないところでございます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） これは町全体じゃなしに、部分的に過疎化が進んでいるところの地域がその対象になるんだという話だと思っておりますが、それはなりませんか。研究できませんか。これ、平成4年3月22日に出してる文章を私ちょっと調べてみましたら、部分的に、多賀町はご承知のようにかなり集落がありますので、集落のうちの約半分ぐらいがこの過疎地域の対象になるような状況ではないのかなと。多賀町全体では別ですよ。今言われた甲良町は、確かに過疎地域に指定されました。それがいいかどうかは別ですよ。いいかどうかは別やけども、多賀町もやはり全体的には確かに多賀の中心部に人口が集中してますので、それはトータルするとそういう地域じゃないのやけども、山間地域はかなりの集落がありますわね。先ほど、50の自治会組織がありますけれども、今現在40の集落のうち約半数近くが、半数になるか分かりませんが、その近くぐらいの集落が過疎地域に指定されるような状況ではないのかなと。これ一遍ちょっと研究していただきたいと思うんですわ。過疎地域はそういう交付金の対象をどういう判断でしているのか、多賀町全体じゃなしにそういう部分的な問題も含めて1度国に問合せをしていただいて、こういう対象地域にならないのか、支援の大きな対象にならないのかいう、それは全くできないんですか。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） ちょっと私も勉強不足の部分もありますけれども、ただ今回のときにも東近江市の永源寺町とか旧の愛東町というのがそのエリアになっておりますので、旧村単位にそういう適合しているのかなというふうには思っておりますけれども、それ

が旧の大滝村になるのかというのは、やはりちょっと詳しく研究をしなければならないかなと思っております。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） いずれにしろ、課題はやっぱりそこだと思いますね。山間地域の活性化ですわ。多賀町全体としては、先ほど申し上げましたように、子育て支援がかなり比較的ほかの市町に比べて非常にいいと。私も彦根市の方とか近隣の方に聞いてますと、「多賀町に何で住んでくれるんや」言うたら、やっぱり多賀町の子育て支援、様々な子育て支援が、町長の努力、皆さんの努力によってできてるので、よそから多賀町に新しく移り住んでくれると。団地はそういう状況ですけれども、やはり山間地域が問題。ある程度やっぱり住んでいただくためには、その地域に住んでもらうためのインセンティブが必要だと思うんです。それをやるのは行政しかありません。民間で開発というてもなかなか難しいですので、やはり行政の公的な立場でこのインセンティブを与えてそういうところで住んでいただけるような、特に若い世代とか、今までもやっておりますよ、多少は。けども、それが十分機能していないという状況ですので、ちょっと研究していただいて、その山間地域に住んでいただくためのインセンティブを町として何らから与えて住んでいただける定住化対策が必要かなと。私は研究はしておりませんが、その辺について、町長、一遍答弁を求めます。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 質問にお答えします。

少子化対策も私も16年になりますので、16年前からそれが一番の喫緊の課題として取組を進めてまいりました。やはり多賀町は、山間地も含めて全体で少子化対策、この取組をやっていけば良かったかもわかりませんが、私は取組としてまず平坦地域の少子化対策を取り組んでいく、それがしっかりやれていくに従って、だんだんこういう山間地域への取組を進めていくことが一番ベターな方法であると思って今やってきました。今ようやく、平坦地域、今この時点では少子化に歯止めがかかりつつあると。そして山間地域も、28年ぐらいから山間地域の活性化の取組を進めてまいりました。平坦地域でもこうやってある程度成果を出すには、やっぱり10年ぐらいはかかったと思ってます。そして、これから山間地域も28年ぐらいからやり始めたんは、5つの集落ぐらいに職員が4、5名入って毎月意見交換させていただきながら、集落の活性化の取組を進めてまいりました。ちょうど令和元年にコロナがあって、それがストップすることになりましたが、その次にやったのが大滝活性化魅力化プロジェクト、各集落、大滝の集落の皆さんに参加していただいて、そして2年間にわたって大滝の活性化、元気にするにはどうしたら良いかというふうなことも議論していただいたその取組が、今、おたき里づくりネットワークにつながってますので、そうしますと6年から7年、そのようなしっかりした組織をつくって、大滝活性化のために取組をするのにはやっぱり5年、6年かかっていますので、ようやく実際に大滝を魅力化するための取組が進み出しつ

つあると思っております。そしてまた、園、小学校、やはり園も、大滝たきのみやこども園も滋賀県でも自然を大事にしながら保育をする自然保育の取組も町内外で高い評価を受けておりますので、やっぱりよそからでも大滝のこども園へ行きたいという方が増えておりますので、その園と、そして大滝小学校、大滝小学校も数は少ないですが、複式学級を単式学級にして町もちゃんとサポート、いろんなサポートをさせていただいておりますので、そのような園小連携の取り組み、やはりそれも自然を生かした園小連携、それが大滝地域の教育の魅力につながるのかなとは思っておりますので、そういう取り組みをやはりここ5年、6年の間にだんだんと1つずつ進めていっておりますので、私が住む川相でも今この5年の間に若い世代が4軒住んでいただいておりますし、そして私ぐらいの年代がもう5軒、6軒空き家に住んでもらっていますし、やはりそのような意味からも、やはり多少なりとも少しずつ、まだまだ数は少ないかと思いますが、少しずつその成果は上がり出しつつあるのかなと思っております。私いつも言うてますように、やはりこれから空き家も含めて空き地、耕作放棄地、そして市街化調整区域以外の土地をどう活用するか。これからやはりこのようにちょっと大滝の魅力が出てきたときに、やっぱりどうやって民間の開発業者に入ってもらおうか。やはり開発業者がここを開発したいというようなところまで私たちがこういうような機運を醸成させるのが行政の仕事であると思っておりますので、もっとやっぱり子育て・教育の取組、そして多賀の平坦地より、大滝にまた違う自然の魅力がありますので、そういう魅力と、そして各集落の中の家と家のつながり、人と人のつながり、そういうような温かいまちの様子もふんだんにある地域であると思っておりますので、こういうところ辺の良さをやっぱり民間の開発業者にもちゃんと理解していただいて、ここはやはり若い世代が住みたいと思ってもらえるような地域になるように、民間とともに、民間の開発をしていただくように私たちも努力していきたいと。そして、やはりそれが少しずつ取り組みができつつあるというふうに思っておりますので、しっかりとまた協力してください。里づくりネットワークにも、そこが1つの大滝の核になると思っておりますので、また集落の皆さんに協力していただきながら、良いまち、良い地域になるように努めていきたいと思っております。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） ちょっと時間が、あと2点、買物支援と国保の問題がありますので、またその点についてはまた後で十分議論していきたいと思っております。これは国の政策とも関わりますので、多賀町だけではありません、過疎化の問題は。やはり林業の問題とか農業の問題とかそういうのがありますので、国の政治を変えてもらうことも私は必要かなと思っております。

急ぎます。あと10分しかありませんので、買物支援、ちょっと関連しますので先に質問させていただきます。

買物弱者支援についてです。

買物弱者とは、流通機能や交通網の弱体化とともに食料品などの日常の買物が困難な

状況に置かれている人のことということが定義をされております。この間、人口減少に伴い、地域の小売店が廃業するなど、食料を買うのにも困難な買物弱者の方が増えております。先ほどの過疎化、高齢化の問題と同じですけれども、買物支援を求める声も上がっております。車に乗れないため、日用品とか食料品の買物に不便をしているとか、多賀町でスーパーなどが誘致できないだろうかとか、そういった声をお聞きいたしております。買物弱者をなくして安心して住み続けられるまちづくりのために、以下の点について伺います。

- ①、移動販売者への補助はどうか。
 - ②、小売店への補助、移動手段の確保はどうか。
 - ③、地域おこし協力隊が現在行っております買物支援の対象拡大の考え。
- 以上、3点について伺います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 山口議員のご質問、買物弱者支援についてお答えいたします。

ご質問の趣旨は、生活に必要不可欠な食料や日用品の買物に行けない方へのご支援について、このことについては大きな課題と認識し、お答えさせていただきます。

まず1点目のご質問の移動販売車への補助はどうかについてであります。現在、既に町内で移動販売や注文販売のサービスを提供しておられる民間事業者や個人事業主がおられ、ほかにも生活協同組合や近隣の商業施設で商品を注文すると、ご自宅まで配達していただける仕組みがあります。

議員のご質問にあります買物弱者、買物に不便や苦勞を感じる高齢の方からのご相談を受け、ご支援が必要な方には地域包括支援センターの職員などが個別に移動販売などのサービスを紹介させていただいているのが現状であります。

現時点では、移動販売車への補助についての考えはないところですが、今後、町内のサービス提供や利用状況などを把握し、町内の高齢者や買物弱者の皆さんが安心して買物できるように、また利用しやすい仕組みや工夫ができないものか、福祉保健課や社会福祉協議会などの関係機関、団体と連携していく必要があると考えております。

次に、2点目の小売店への補助、移動手段の確保はどうかと、3点目の地域おこし協力隊が行う買物支援の対象拡大の考えについては併せてお答えさせていただきます。

ご質問では、買物ができる場所の存続、守ることに着眼されての小売店、店舗への補助と存じますが、買物にお困りの方のニーズが食料品なのか日用品なのか、またそのほかのものかで求められる店舗は異なるのでは考えるところでございます。

昨年9月より地域の課題解決を目指すNPO法人おたき里づくりネットワークにおいて、買物支援として愛荘町にある商業施設までの送迎を試行していただきました。このときにはモニターを募集して小規模なものでありましたが、利用していただいた方には大変喜んでいただき、また送迎に携わったNPO法人で活動する地域おこし協力隊も

やりがいを感じ、今後も体制を整え、より多くの方を対象に取り組み定着していきたい方針を持っていますので、議員のご質問にあります買物支援の対象拡大に応えられるものと考えております。

しかしながら、買物支援の方法はまだ工夫が必要と考える中、買物をする店舗を食料品や日用品の店舗が立ち並ぶ愛荘町に行っていただきましたが、議員からのご意見でもある地域の小売店を守り続けることも視野に入れ、利用者のニーズに応じて地域の小売店で買物していただける仕組みも、NPO法人とともに考えてまいります。

議員のご質問では、小売店への経営補助、ご支援とのことですが、その前に、地域の小売店で買物をされる方を増やすことにも取り組んでまいりたいと考えておりますので、この点につきましてはご理解いただきますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で午後1時といたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後 0時55分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山口議員。

○10番（山口久男君） それでは、買物支援について再質問を行います。

先ほどの答弁で、ちょっと忘れちゃったけど、多賀町の小売店で多賀町民の人がそこで買っていただけるようにしてほしいという、そういう趣旨の答弁だったと思います。今現在、多賀町の小売店ですと、3か所か4か所ぐらいだと、ちょっとはっきり分かりませんが、そういう小売店を支援することについてどうなのか。小売店の支援、小売店は今のままですとおそらくやっていけないですよ。ですので、買物をできるだけ多賀町民の方がその小売店で買っていただけるようするという答弁でしたので、そのためにどうするのかとなると、小売店の支援をするか、あるいは小売店の方が例えば移動販売されたときに補助を出すとか、そういう施策とか方策が考えられるのではないのかなど。他市町でそういうのをやってるかどうか分かりませんが、その辺のところはどうかですか。

もう一つは、よく言われる多賀町にスーパーがないのでスーパーを誘致してほしい。これは民間の事業者のことですので、なかなかそこに需要があるかどうかを考えてみますので、その辺についてはなかなか簡単にいかないと思いますけれども、その点についてどうしたらええのかということら辺について答弁を、これは企画課長、答弁よろしくをお願いします。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 質問の方にお答えいたします。

まず1つ目の町内の小売店へのご支援の考え方ですけれども、こちらの方はやはり小売店の方でも一事業、一経営でございますので、現金的な支給というところはいかがなものかという考えを持っております。小売店の方で買物される仕組み、これはまた今、NPO法人の方でその仕組みづくりをしてるところでございますけれども、利用者の方がそのニーズがあるのであれば、そちらの店舗の方に行っていただくような仕組みになろうかと思っております。考えてみますと、愛荘町の方まで行く距離、これを町内の方に距離をすれば、そちらの方の回数が増えるようなことにもなろうかと思っておりますので、ちょっとこの点については新年度4月1日から本格的に始めていただく中で、ニーズがあるのかどうか、利用者の方が希望される所を先に優先させていただくのも1つかと思っておりますので、その中で考えていきたいというところでございます。

2点目の大型と申しますか、商業施設の誘致、これは以前にも町長からも答弁されたかと思うんですが、やはりそちらの方、町内に商業施設があればという思いはございます。機会あるごとにお話をさせていただいておりますので、そのようなお話が来たときには丁寧にこちらの事情の方も説明させていただきたいというところでございます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 例えば小売店の方が地域に移動販売をしたいと言うてはるときに、それはそれなりにどういう需要があるかどうか分かりませんが、持ってきてくださいと。例えばある小売店が移動販売車を使ってどこかの地域に品物を届けるというときに、例えばガソリン代をちょっと補助するとかいう形での支援、直接支援はなかなか難しいと思っております、現金給付は。けれども、そのかかった費用というか、例えばガソリン代を多少補助するとかいうような形で地域の小売店を支援すると、そして買物される方のそれも支援になるのではないのかなという感じもします。ただ、私もその辺は小売店をしておりませんので、どれが本当にいいのかどうか、そういう形での支援策が必要かなというふうに思っておりますので、その点についての考えがあるかどうか。

それからもう1点、最後、今、先ほど第1回の質問で申し上げましたように、地域おこし協力隊の方が、ある条件をクリアした人に対して移動の手段を確保するという形を今は取っておられて、地域の方が喜んでおられるという答弁がありましたけれども、それをもう少し対象を拡大してそれを広げると、対象の方をもう少し勘案してそういうな人ができないのかと、そういうところ辺について再度ちょっと伺います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問の方にお答えいたします。

まず1点目の町内の小売店の方に何らかの費用弁償的なもののご支援の趣旨かと存じます。ただ、そこで出てくるのはやはり経営努力というようなところ、また町外の事業所からもその仕組みができてる中で、ちょっとそちらの方の公平性と申しますか、その点についてはやはり慎重に検討すべきものと考えます。

2点目のご質問が、買物支援の対象拡充のご趣旨かと存じます。今現在、近々、おお

たき里づくりネットワーク通信という形で皆様の方にご周知をさせていただき段階に至っております。こちらの方では利用対象者は大滝地区の14自治会の方に住まわれている方で、ご自身での車の移動が困難な方、またこちらの方、ご案内の方では先ほどから申し上げてますように愛荘町となっておりますけども、こちらについてはニーズに応じてというような形でさせていただけるかと思えます。事前に登録をしていただけていただくとすけども、ただ現段階では毎月、月に2回程度という話になっておりますけども、実際に利用申込みをされた方の状況によっては、その日数を増やすのか、または日中の運行回数の予定を増やしていくのかというようなところで、まだまだ工夫が必要であるというところで、今進めていくところでございます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 最後の今の答弁で、知らない方もおそらくおられるのではないかと、もう少し周知をしていただいて、対象年齢の拡大、実際そこに対象になっているにもかかわらず困っておられる方もおられるかもわかりませんので、町の方でその周知をしていただきたいなということでもよろしいですか。もうちょっと、オーケーかどうか。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 質問の方にお答えさせていただきます。

おおたき里づくりネットワーク通信、こちらの方でも示させていただいておりますし、もともと移送サービスの取組の段階で民生委員、児童委員の方にお話をさせていただいて、実際に買物に困られている方というお話は伺ってはおります。ただ、そちらの最初の当初の段階では巡回バスという形で対象の方を選ばせていただいたところではございますけども、こちらの方については巡回バスについては時間、目的地等々が沿わなかったということで、利用者がなかったということで、今の買物支援という形を取らせていただいております。そのようなことがございますので、対象となる周知につきましてはネットワーク通信の方でも周知をさせていただきますし、また機会がございましたら民生委員の方なり地域の方の方にお話をさせていただくのも一考かと考えております。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） それでは次の質問に移ります。

3点目の国民健康保険について伺います。

物価高騰が国民の暮らしを直撃しています。国民健康保険の加入者は自営業者、年金生活者、健康保険非適用の労働者です。国保加入者の所得が少ない人が多いにもかかわらず、国保税の負担は他の被用者保険に比べて重くなっており、調べてみますと協会けんぽの約2倍近くになっております。国保加入者の負担軽減につき、以下の点について伺います。

①、多賀町における1人当たりの国民健康保険税はどうか。

②、2022年度から未就学児の均等割を半額とする措置が導入されましたが、今後子どもの均等割の減免対象についての拡大の考えはないのかどうか。

③、国・県の公費負担増額を求めると同時に、多賀町としても一般会計からの法定外繰入の考えはないかどうかについて伺います。

○議長（松居亘君） 小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 山口議員のご質問、国民健康保険についての1点目、多賀町における1人当たりの国民健康保険料はどうかについてのご質問にお答えします。

平成30年度より国民健康保険の財政運営を滋賀県が担うこととなりましたことから、医療費の支払い等の財源について、市町から滋賀県に対し国保事業費納付金を納めることとなりました。また、市町は国保事業費納付金を納めるための主な財源とするため、国保加入者に対して国保税の納付をお願いしております。多賀町における1人当たりの国保税につきまして、令和4年度は国保税調定額1億4,429万800円、平均被保険者数1,564人から1人当たりの国保税は9万2,258円となっております。また、令和5年12月末現在は、国保税調定額1億3,676万2,100円、被保険者数1,422人から1人当たりの国保税は9万6,781円となっております。令和4年度と比較しますと、国保税調定額752万8,700円の減額、1人当たりの国保税4,523円の増額となっております。なお、令和6年度は国保税調定額1億3,328万6,000円、被保険者数1,425人で算定しており、1人当たりの国保税は9万3,534円となります。

2点目の2022年度から未就学児の均等割を半額とする措置を導入されたが、今後、子どもの均等割の減免対象について拡大の考えはどうかについてのご質問にお答えします。

子どもに係る国保税の均等割額の軽減措置につきましては、令和4年度から未就学児に係る均等割額の軽減措置が開始され、未就学児に係る均等割額について半額を公費により軽減しております。軽減に係る国、地方の負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。多賀町における均等割額の軽減措置につきまして、令和4年度は未就学児50人で軽減額が53万3,592円、令和5年12月末現在は未就学児51人で49万3,726円となっております。なお、令和6年度は未就学児50人の53万8,000円で算出しております。均等割額は国保加入者の人数に応じて均等に負担する金額です。軽減基準所得により、7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減措置がありますが、多子世帯における保険税負担が大きくなっていることも理解しております。しかしながら、子どもの均等割保険税軽減措置につきましては、国の基準に従い賦課しているため、町独自の軽減措置の導入は難しいと考えております。議員のご質問、子どもの均等割の減額対象の拡大については、子育て世帯の負担軽減につながるものでありますので、全国知事会や全国町村会を通じて対象範囲の拡大や軽減割合の拡充について検討するよう国へ要望しております。また、令和5年11月には、国保制度改善強化全国大会において、子どもに係る均等割保険税の軽減制度の拡充を行うことにつ

いて決議し要望活動しておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

3点目の国・県の公費負担増を求めると同時に、多賀町としても一般会計から法定外繰入の考えはどうかについてのご質問にお答えします。

一般会計からの法定外繰入につきましては、町全体の予算を圧迫し、本町の財政運営や国保以外の町民サービスに影響を及ぼすものと考えております。また、第2期滋賀県国民健康保険運営方針に決算補てん等目的、保険料、税の負担緩和を図るための法定外一般会計繰入を原則行わないとされております。国民健康保険制度は国が枠組みをつかっており、一般会計からの繰入は厳しく制限されている状況にあります。国保への財政支援の拡充による財政基盤強化、国保の安定運営の確保につきましては、全国知事会や全国町村会を通じて国へ要望しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 再質問します。

国民健康保険というのは、他の被用者負担に比べてやはり高いんですね。今、課長の答弁がありましたように高い。例えば協会けんぽですと、保険料は平均大体10%です。ところが、国民健康保険というのは所得割と均等割と平等割というのがあるんです。これ、均等割とか人头税と言われるそういう制度です。国保制度がスタートしたのは1960年代ですね。その当時、社会保険審議会で、加入者に低所得者が多く保険料に事業主負担がない国保は相当額国庫負担する必要があるというふうに勧告をしております。そのために国が予算投入をすることで、国保と健保の保険料の格差を是正するのが当初の理念でありました。しかしこの間、国、政府は、国保負担を削減する、抑制をする一方で、国保に加入する人の高齢化、貧困化が進んだことで国保税の値上げがどんどん進み、国保と健保の格差が広がっていると。ですので、全国知事会も、先ほど課長の答弁がありましたように、公費1兆円の負担をせえと、定率負担ですね。今まで減らし続けたので、国がそれなりに負担をしないと、もう国保会計そのものが成り立たないと、構造的な問題だというのが一般的な常識というか、全国知事会でも地方自治体でもそういう声が上がっているということです。

調べてみますと、多賀町では、例えば所得割は今現在6.27%、それからそこに後期高齢者支援金ということで2.55%です。それからそこへ更に簡易保険分、これは40歳から64歳の方ですけれども、これが2.07%ですので、多賀町は所得割だけで10.89%です。そこへ更に均等割1人につき2万6,200円、これは先ほど未就学児はもう半額になりましたけれども、そこへ後期高齢者支援金分が1万600円、それから介護保険分、これは40歳から64歳分ですけれども、1万300円です。ですので、多賀町は均等割だけで4万7,100円です。それから平等割というのがあります。これは1世帯につき医療分が1万8,400円です。それから、後期高齢者支援金分が7,400円、そしてそこへ介護保険分として、これ先ほど申し上げた40歳か

ら64歳の方、これが5,300円、合計しますと3万1,100円です。ですので、均等割と平等割が例えば協会けんぽに比べてこの分が必然的に高くなっているというのが現状です。ですので、国民健康保険の負担が増えているというのが構造的な問題でありますので、私はこれまで繰り返し国保税をできるだけ引き下げてほしいと。ただ、今、都道府県化されて、県から標準保険料率いうのを示されて納付金を示されてるので、多賀町独自でやろうとすると、やはりもう一般会計から繰入れするかしないわけですね。ただ、先ほどの答弁ではちょっと難しいという答弁でしたけれども、町としてできるのはやっぱりそれです。一般会計から繰入れをして、そして国保税をできるだけ低減していく。国保加入者の負担を軽減するということが必要かということで質問をさせていただいたということでもありますので、何遍も今までから言いました。なかなか一般会計、法定外繰入は難しいんだと。これは確かに、国からあるいは県から、法定外繰入するなど圧力をかけてるんですよ、これ。はっきり私も調べてみました。やってるところも一部あります。それはなぜかというと、やっぱり国民健康保険というのは社会保障の一環ですので、確かに助け合いは助け合いやけど、制度は保険制度やけれども、国民健康保険というのは先ほど申し上げたように事業主負担がないですので、その分高くなっているということですので、社会保障の一環として町として一般会計から少しでも繰入れをして、国民健康保険税、国保料を引き下げると、そういう努力をしていただきたいということを繰り返し言ってますけれども、その点について再度。それほど財政負担を必要とする、例えば先ほど私も申し上げましたように、子どもの均等割を少しでも軽減してほしいと。国は、先ほど言いましたように、未就学児は半額負担だけです。小学校とか中学校へ入りるともう対象になりませんわね。未就学児で、しかも半額負担。これは国の制度でそうなりましたけれども、少なくとも子どものいる世帯に多子世帯とかが大変ですので、子どもの均等割を少しでも、例えば半額でも小学生、中学生、高校生ぐらいまでは、18歳までぐらいは軽減できるのかと。これは町の判断、町長当局の判断ですので、その点について再度伺って、おそらく難しいという答弁かもわかりませんが、その点について質問させていただきます。再質問です。

○議長（松居亘君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ご質問にお答えいたします。

まず1点目の協会けんぽとの差についてなんですけれども、こちらは被保険者の負担につきましてはそれぞれの保険の仕組みによって違ってまいりますので、こちらにつきましては、国保への財政支援の拡充によります財政基盤の強化や国保の安定基盤の確保については、今申し上げたとおり、全国知事会や全国町村会を通じて引き続き国へ要望してまいりますという形でご理解のほどよろしくお願いいたします。

2つ目の町独自でできないかというところにつきましてですが、こちらは第2期の国民健康保険の運営方針の中に、今後も規律ある国保財政を運営していくためには市町は決算補てん等目的の法定外一般繰入を原則行わないこととされていますので、一町だけ

それを実施するのは難しいかと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 今の答弁は私はオーケーとは言いませんけれども、それは課長はそれしか言えないのかもわかりません。しかし、できるだけ国保の負担軽減を図っていただくためには国に対してもしつかり要望してもらう。これは県とも今現在、共同で財政運営していますので、県に対しても言っていたきたいんですわ。これ、県が今後、都道府県化、いつからになるんですか。いつからになるか、先に教えてもらえますか。都道府県化はしてますけれども、保険料を統一するんだということになりますので、その際、多賀町の保険料、国保税額がそのことによってどうなるか、ちょっとそれを先に教えてもらえますか。

併せて、ついでにもう時間がないので、担当者の方にお聞きしまして、夫婦の年齢が40歳未満で子ども2人の方の保険料が合計所得金額400万円でいくらかというと、年間48万7,800円です。それから、40歳以上、介護分がありますので、例えば合計所得金額が400万円で国保税がどうなるかということ、58万7,500円です。1割以上を超えてるんですわ。非常にこれ厳しいですよ、これは。年収400万円で58万7,500円の国民健康保険税の負担があるんですわ。だからこういうことも考えていただいて、ぜひ国保税の負担の軽減のために県に対する、あるいは国も当然ですけども、働きかけしていただきたい。そして、もし保険料の統一されたときに多賀町はどの程度になるのか教えていただけますか。それで私の質問を終わらせていただきたいと思いますので、課長の方の答弁を求めます。

○議長（松居亘君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ご質問にお答えいたします。

国保税の統一に向けて、保険料についてどうなるのかというご質問ですが、滋賀県算出の令和6年度の本算定の統一基準保険料と令和5年度の多賀町保険料を比較しますと、差額が約2万円、比率は約15%のマイナスとなるように見込んでおります。保険料の水準の統一に向けて、下がることはないかと考えております。全ての市町の方において上がるというふうに考えております。この原因につきましては、保険料水準が統一するから上がるのではなくて、1人当たりの医療費が上がっていることが一番の原因になってくると考えております。令和9年度の保険料統一に向けた検討をこれからお願いしていかなければならないのですが、検討をお願いするに当たっての資料については、今後積算等を行ってまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） これで質問を終わりますが、やはりもちろん財政のことも考え

る必要はあると思いますけれども、町民の暮らしのことも考えていただいて、負担の軽減、もちろん財政、国の施策の変更が必要ですが、町としてもぜひ負担軽減のために努力をしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（松居亘君） 次に、8番、富永勉議員の質問を許します。

8番、富永勉議員。

〔8番議員 富永勉君 登壇〕

○8番（富永勉君） 議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

12月の定例会でもお聞きしましたが、大滝地域の高齢者の移動手段の確保について伺います。

多賀町の人の移動手段は自家用車での移動が現実であります。しかしながら、大滝地域では高齢者世帯が年々増え続け、免許証を返納され自家用車で移動することができなくなる方も同時に増え、また今後も増えていくことは十分に想定できます。行政としての移動手段の確保が公共交通となるわけですが、多賀町の現状の公共交通は近江鉄道線、コミュニティバス、愛のりタクシーで交通網を整備しているものの、大滝地域は鉄道、バス路線はなく、愛のりタクシーに頼らなければなりません。

この公共交通については、前々より同僚議員から度々質問がなされたところでございますが、行政としては町単独での維持ができないことから、湖東地域の1市4町で公共交通を維持しているため、時間や場所をよりきめ細やかにすることは難しいと説明を受けております。この点について、町財政の負担などが考えられると一定の理解はしておりますが、今日まで生活を営んできた地域では、これからも住み続けたいと思われる方たちにとっては何らかの支援が必要と考えます。

そのような中、昨年、地域の課題解決を目指すNPO法人おおたき里づくりネットワークにおいて、生活に不可欠な買物支援を試行され、大変利用者に喜んでいただいたと聞き及んでいます。

そこで、今後の大滝地域の高齢者の移動手段をどのように進めていくのかについて、次の点について伺います。

1つ、今後、買物支援の実現は。

1つ、きめ細やかな交通網として移送サービスの考えは。

1つ、公共交通の枠組みではなく、民間の取組の考えは。

担当課長に伺います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 富永議員のご質問、大滝地域の高齢者の移動手段の確保についてお答えいたします。

まず1点目のご質問の、今後、買物支援の実現については、先ほどの山口議員のご質問の答弁と重なりますが、大滝地域では地域の課題解決を目指すNPO法人おおたき

里づくりネットワークが、昨年9月より、愛荘町にある商業施設まで送迎する買物支援を試行し、議員が聞かれておりますとおり、利用していただいた方に大変喜ばれ、また送迎に携わった地域おこし協力隊もやりがいを感じ、今後も体制を整え、より多くの方を対象に取り組み定着していく方針を持たれていますので、町としてもご支援をさせていただきます、共に考え実現に向けて取り組んでまいります。

2点目のきめ細やかな交通網としての移送サービスの考えはと、3点目の公共交通の枠組みではなく民間での取組の考えはについては、併せてお答えさせていただきます。

公共交通としての近江鉄道線、コミュニティバス、愛のりタクシーは、目的地、路線、時刻、料金の定めがあり、また愛のりタクシーについては事前に予約が必要と、自家用車で移動されていたときのように制約なく自由に移動できないのが公共交通の枠組みであります。

議員のご質問の趣旨は、これらの制約がなく移動できる仕組みとしての移送サービスまたは民間での互助交通であります。公共交通網が形成されている地域における移送サービス、互助交通は共に、原則、運転を担っていただく方は無償でなくてはなりません。既に互助交通などに取り組まれているところでは、無償であるがゆえに継続して運転を担っていただく方の確保が大きな課題となっております。

このような中ではありますが、高齢の方の移動手段は大きな課題であり、移送サービス、互助交通について考えていかなければならず、また公費で担う公共交通との重複、二重投資は難しい中で、地域の方に関わっていただく互助の力を見いだしていきたいと考えております。

先ほどお答えいたしましたNPO法人、民間の力による買物支援を形としていく中で、共に考え、また国のライドシェアの議論などにも注視してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） 課長、どうもありがとうございます。前回の答弁と先ほどの同僚議員の答弁で大体分かりました。ところが、2、3点質問をさせていただきます。

まず、おおたき里づくりプロジェクトチームとおおたき里づくりネットワークですが、当初の質問の答弁ではおおたき里づくりプロジェクトで対応すると聞いているが、今は地域おこし協力隊のおおたき里づくりネットワークが対応されている、これからもこの地域おこし協力隊のおおたき里づくりネットワークで考えてんのか。そしたら、今までおおたき里づくりプロジェクトチーム、例えば各集落から1人ずつ出させていただいてそのプロジェクトが組まれています。1つは大滝で小学校の給食弁当のプロジェクト、また違うプロジェクト。じゃあ、今、組んでいっている里づくりプロジェクトチームは、今、何をされているのか。ほかに別にまた違うことがあれば教えてください。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問の方にお答えいたします。

今、議員のご質問のとおり、当初はプロジェクト会議、こちらの方についてはいろいろと地域の課題をお話ししていただきました。地域に求められていること、また課題等々を十分に熱心に議論していただいたところで、その会議については一旦と申しますか、もう既に閉じさせていただいております。そのときに構成していただいたメンバーについては、このNPO法人おおたき里づくりネットワークの方に参画をされておりますので、会議体としてはプロジェクト会議からおおたき里づくりネットワークの方に移行されておられますということでご理解いただきたいところがございます。プロジェクト会議についてはもう閉じさせていただいておりますけども、そちらの方の参画されたメンバーの方、またそのときの思いについては引き続いておおたき里づくりネットワークの方が継承しているということでご理解いただきたいです。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） ありがとうございます。里づくりプロジェクトは閉じさせていただいてネットワークでお願いするということがございますね。じゃあ、このおおたき里づくりプロジェクトで一時、巡回バスをどうのこうのいう話がありましたけども、その話はまだ生きてるのか、どういう考えを持ってるのか。もう全然ほんなら考えていないのかを答弁をお願いします。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問の方にお答えいたします。

巡回バスにつきましては、プロジェクト会議の方でもお話はございました。こちらの方についてのその思いを継承するという形でNPO法人の方で取組を進めましたが、実際の利用される方がおられなかったという結果になっております。この点につきましては、やはり目的地、また時間等々のところがニーズに合わなかったというところで、その巡回バスとしてはニーズはなかったというところでの結果に至っております。ただ、それに甘んじるものではございませんので、やはり人の移動手段は大きな課題でございますので、次の展開として議員がご質問されているように、買物支援という形で目的地も定め、またその利用者の方と調整しながら、行きたいときに行きたいところに行けるというような形で展開の方は進んでいるところでございます。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） くだいようでございますけども、今話を聞いてますと、おおたき里づくりネットワークで考えるということですのでよろしいですね。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） そのとおりでございます。NPO法人おおたき里づくりネットワークが、今の人の移動手段を含めて地域の課題解決に向けて取り組むということがございます。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） その件につきましては、分かりました。

もう1点、今の答弁で、昨年9月より愛荘町にある商業施設の答弁とあったが、行き先は決まっているのか。例えば希望する丸善へ行きたいとか、平和堂へ行きたいとか、またコメリへ行きたいとか、そういうことは可能なのか、どういう方法なのか答弁お願いします。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 質問の方にお答えいたします。

愛荘町、商業施設でのお話ししているものかどうかでございますけれども、フレンドマートもございますし、その近くにはコメリ、近々でしたらドラッグ系の店舗がそちらの方に建設事業が開始されております。そちらの方は最初に目的地とさせていただいたのは、やはり大滝地域の方はそちら愛荘町の方によく買物に行かれてるところと、また食料品だけでなく、また日用品もそろそろというところで愛荘町の方に行っていたところでございます。ただ、先ほどの山口議員のご質問と重なる点もございますけれども、その行き先については町内の小売店、またその目的地については実際に利用される方のニーズに応じて柔軟に対応させていただく方が、より皆さんに、地域の方に喜んでいただけるのかというところで、今後そちらのニーズの声を伺いながら柔軟に仕組みづくりをしていただくこととなります。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） 買物は衣食住がそろうのが希望なんです。一遍行って、また次の日に違うところへ行くとかいうんじゃないかと、衣食住がそろうということで多分、利用者の方は思っておられるんですよ。その件を十分に考えていただきたいと思います。

次の質問、僕の聞き間違いか分かりませんが、運転手をしていただくのは無償というように聞きました。車を動かしているのは、例えば燃料代とか要りますわね。私、家の前で、時々買物の車を見るんですよ。ちょうど忠犬小石丸の絵が描いた、あの車やと思いますわ。運転手をされてました。2遍ぐらい、家の前を通られて見たことがあります。無償であればならないということは、今のネットワークの地域おこし協力隊がやってるから無償ということなんですか。ここのところはということなんですか。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 質問の方にお答えさせていただきます。

この無償、この運転をすることについて対価が支払われている、当然、そちらの方は無償でなければならない。今の議員のご質問の無償がやはり気になるお言葉とのことですけれども、現段階では地域おこし協力隊の活動の一環、実際、運転ではありますけれども、生活支援として活動しているということで無償というふうな形で動かさせていただいております。この点について言及していきますと、この買物支援自体が成り立たなくなる可能性もあろうかと思っておりますけれども、あくまで生活支援という形でその手段として運転を担っているというような考え方でおります。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） 運転していただく方は無償、前回もお聞きしましたが、両方を知らない方がまだたくさん、さっきの議員も言われたように知らない方が多いと思うんですよ。月に1回か2回が妥当なのか、そこら辺のところもよく分からないと思うんですよ。もう一度、大滝地域の方によく分かりますように大きな声で、有線にぱっとよう分かりますように、この両方について答弁をお願いします。これで終わりますわ。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問の方にお答えさせていただきます。

買物支援につきましては、この4月よりNPO法人おおたき里づくりネットワークにおいて月に2回程度で、利用される方につきましては、大滝地区の14集落自治会にお住まいの方で、事前に法人の方までご連絡を頂き、個人としての登録をしていただき、実際の利用につきましては、前日までに予約の方を取っていただく形になります。この点につきましては、近々、おおたき里づくりネットワーク通信、こちらの方で地域の皆様にご周知をさせていただきます。また、こちらの方、地域のことをよく対象となられる方、交通に不便をお持ちの方を把握されているのは、やはり民生児童委員等々のお力がそこにあるかと思えます。また機会を頂けるようでしたら、そちらの方でのご説明に上がります。近々、おおたき里づくりネットワーク通信、こちらの方で皆様にご周知をさせていただきます。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） どうもありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日の再開は午前9時30分とし、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時44分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 清 水 登久子

多賀町議会議員 神細工 宗 宏